

独立行政法人日本学生支援機構長野工業高等専門学校委員部規則

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から高等専門学校長に委任された奨学生に関する事務を処理するため、本校に機構の委員部を置く。

第2条 委員部は日本学生支援機構長野工業高等専門学校委員部と称する。

第3条 委員部には委員長及び委員若干名を置く。

2 委員長は校長がこれに当たり委員は校長がこれを委嘱する。

第4条 委員部は次の事務につき校長を補佐する。

- (1) 奨学生の推薦に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。
- (3) 奨学生の補導及び調査に関すること
- (4) 本会との連絡その他奨学生に関すること

第5条 委員部の庶務は学生課において処理する。

第6条 委員部の経費は機構の交付金その他の収入をもってこれに充てる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 日本育英会長野工業高等専門学校委員部規程（平成9年3月6日施行）は、廃止する。